

平成 30 年 4 月 2 日

各 位

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

デビットカード規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、下記のとおりデビットカード規定を改定させて頂きました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

変更前	変更後
<p>1. (適用範囲)</p> <p>① <u>日本デビットカード推進協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」といいます。）所定の加盟店規約（以下「<u>規約</u>」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会</u>に直接加盟店として登録され、<u>協議会</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「<u>加盟店銀行</u>」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「<u>直接加盟店</u>」といいます。）</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p> <p>③ 規約を承認のうえ、<u>協議会</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p> <p>2. (利用方法等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「<u>端末機</u>」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>① <u>日本電子決済推進機構</u>（以下「<u>機構</u>」といいます。）所定の加盟店規約（以下「<u>規約</u>」といいます。）を承認のうえ、<u>機構</u>に直接加盟店として登録され、<u>機構</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「<u>加盟店銀行</u>」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「<u>直接加盟店</u>」といいます。）。<u>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「<u>間接加盟店</u>」といいます。）。<u>但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>③ 規約を承認のうえ、<u>機構</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「<u>組合事業加盟店</u>」といいます。）。<u>但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>2. (利用方法等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「<u>端末機</u>」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの</p>



変更前	変更後
<p>暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p> <p>(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。</p> <p>(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</p> <p>② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>① 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合</p> <p>② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合</p> <p>(5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>4.（預金の復元等）</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、</p>	<p>暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p> <p>(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。</p> <p>(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</p> <p>② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>① 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合</p> <p>② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合</p> <p>(5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>4.（預金の復元等）</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、</p>



変更前	変更後
<p>加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、また、</p> <p>(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。</p> <p>(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金による返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとし、</p> <p>5.（読替規定）</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合における『キャッシュカード規定』の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻し」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しの依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引をする場合」とし、同規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第2項中「支払機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第11条中「預金機・支払機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとし、</p>	<p>加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、また、</p> <p>(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。</p> <p>(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金による返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとし、</p> <p>5.（読替規定）</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合における『キャッシュカード規定』の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻し」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しの依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引をする場合」とし、同規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第2項中「支払機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第11条中「預金機・支払機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとし、</p>



きらやか銀行

以 上

本件に関するお問合せ
きらやか銀行 事務部 担当：奥山
お問い合わせ先：023-631-0001



じもと HOLDINGS

